

平成 24 年度離島航路整備事業費補助金(えひめ南汽船分)の支出に関する措置請求

(受付日：平成 25 年 9 月 3 日)

1 請求内容 (要旨)

宇和島市は、離島航路整備法に基づき、宇和島～九島間の航路を営業している(株)えひめ南汽船に対して、平成 24 年に補助金 5068 万 9748 円を支出しており、このうち 2534 万 4000 円を愛媛県が宇和島市に対して補助している。

当該補助金は、(株)えひめ南汽船の航路損益計算書に基づいて、赤字補填の趣旨で支出されているが、(株)えひめ南汽船の作成した航路損益計算書には不必要な支出が含まれている。

- ・ 船の運航時間と延べ労働時間から算定した人数を超える船員の給与は、不必要な支出である。
- ・ 船舶修繕費を1099万円支出しているが、賃借している高速船の修理費用であれば、通常貸主の負担であるから、えひめ南汽船が支払う必要はない。
- ・ 店費は1650万3065円が計上されているが、えひめ南汽船は港の事務所を借りておらず、3人の事務員を雇用する必要はないこと、また、役員1名の報酬が飛びぬけて多いが、仕事の内容も不明であり、仕事をしないで高額の報酬を受けていると思われることから、過大な支出である。

不必要な経費を計上して過大な補助金を受けていることは明らかであり、経費として認められない金額に対応する補助金は根拠を欠く違法な支出である。

このため、愛媛県知事に対し、平成 24 年に県が宇和島市に支出した九島～宇和島航路分の離島航路整備事業費補助金の返還を求めるために必要な措置を講じるよう請求する。

2 監査委員の決定

却下

3 決定(却下)の理由

請求人らは、(株)えひめ南汽船の作成した航路損益計算書に不必要な支出が含まれていると主張しているが、請求書に添付されていた書類は、いずれも本件補助金に関し違法又は不当な財務会計上の行為があることを監査の端緒となり得る程度に具体的かつ客観的に示すものではない。

したがって、請求人らの主張は、住民監査請求の要件である、違法又は不当な財務会計上の行為があるとする根拠を監査の端緒となり得る程度に具体的かつ客観的に示したものと認められず、かつ、違法又は不当な事実が存在することもうかがえないため、不適法な請求である。